

## ストップ温暖化ポイントカード事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化防止に向けた県民の取組意欲の向上と S T O P 温暖化アクションキャンペーン(以下キャンペーンという。)を県民運動に拡大することを目的とするストップ温暖化ポイントカード事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ストップ温暖化ポイントカード事業

キャンペーンに参加登録し実績報告をした者が、協賛店舗において、事務局が発行するストップ温暖化ポイントカードを提出することにより特典を受けることができる事業をいう。

(2) 事務局

静岡県地球温暖化防止活動推進センターに事務局を設置する。

(3) ポイントカード

事務局が発行するポイントカードをいい、1枚は1ポイントとする。仕様は事務局が定める。

(4) 協賛店舗

本事業に協賛し、ポイントカードの提出者に特典を提供する店舗をいう。

(5) 協賛ステッカー

協賛店舗が掲示する協賛ステッカーをいう。仕様は事務局が定める。

(事務局の業務)

第 3 条 事務局は本事業の趣旨を県民及び店舗に周知し、事業が円滑に進むように努めるとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 店舗に対して本事業への協賛を依頼すること。

(2) キャンペーンの実績報告をした者に、実績に応じて1点から6点までのポイントを付与すること。

(3) 協賛店舗に協賛ステッカーを配付すること。

(4) 協賛店舗の名称及び特典について周知に努めること。

(5) その他、本事業を推進するために必要なことを行うこと。

(協賛の手続き等)

第 4 条 協賛しようとする店舗を営む者は、店舗ごとに様式 1 号による協賛申込書により事務局に協賛を申し込むものとする。

2 協賛店舗を営む者は、第 1 項の協賛申込書の内容を変更するとき又は協賛を廃止するときは、1月前までに、様式第 2 号による変更・廃止届により事務局に届け出るものとする。

- 3 事務局は第2項の規定による届出を受けたときは、速やかにその内容を公表するものとする。
- 4 協賛店舗は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
  - (1) 提供する特典の内容を協賛ステッカーの所定の位置に記載し、ポイントカード使用者が見やすい位置に掲示すること。
  - (2) 特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛ステッカーの記載を変更すること。
  - (3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

様式第 1 号

## ストップ温暖化ポイントカード事業 協賛申込書

平成 年 月 日

静岡県地球温暖化防止活動推進センター 様

ストップ温暖化ポイントカード事業の協賛店舗として、申し込みます。

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 割引等の<br>特典内容 | 下記の特典内容の例を参考として定めてください。 |
|--------------|-------------------------|

| 区 分      | 買物                 | 飲食 | 宿泊 | その他     |
|----------|--------------------|----|----|---------|
| 店舗名称     |                    |    |    |         |
| 所在地      | 〒                  |    |    |         |
| 電 話      |                    |    |    | (担当者氏名) |
| F A X    |                    |    |    |         |
| E mail   |                    |    |    |         |
| リンク用 URL |                    |    |    |         |
| 営業時間     | 時 分 ~ 時 分 (24時間表示) |    |    |         |
| 定休日      |                    |    |    |         |

(特典内容の例)

- ・買い物をしてエコポイントを提出した場合には %引き (自店のポイント 倍)
- ・毎月 日はエコポイントを提出した場合には %引き
- ・マイバッグ持参で買い物をしてエコポイントを提出した場合には自店スタンプカードに 個 押印
- ・エコポイントを提出した場合にはドリンク 1 杯無料サービス
- ・省エネ家電を購入してエコポイントを提出すればエコグッズをプレゼント
- ・ 月は、買い物をしてエコポイントを提出すればオリジナルグッズをプレゼントなど

様式第2号

## ストップ温暖化ポイントカード事業 変更・廃止届

平成 年 月 日

静岡県地球温暖化防止活動推進センター 様

届出者 住所  
氏名

1 協賛内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

- (1) 協賛内容を変更する店舗名
- (2) 理由

(3) 変更の時期

(4) 変更する内容

|       | 変更前 | 変更後 |
|-------|-----|-----|
| 特典内容  |     |     |
| 店舗名称  |     |     |
| 所在地   |     |     |
| 電話    |     |     |
| F A X |     |     |

2 協賛を廃止したいので届け出ます。

- (1) 協賛を廃止する店舗名
- (2) 廃止の理由

(3) 廃止の時期